

食品の品質管理体制強化対策事業実施要領

制定 平成26年4月1日25食産第4714号農林水産省食料産業局長通知
最終改正 平成29年3月31日28食産第5708号農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの3の（1）の食品の品質管理体制強化対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の10の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発、調査・分析等の実施

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第2条第3項の高度化基盤整備及び一般的衛生管理の情報、輸出国・地域が取引条件として求める衛生・品質管理基準等に関する情報及びこれらの導入に資する情報（HACCP導入等に係る情報、マネジメント体制等に係る情報を含む。）の調査・分析を行うとともに、普及啓発資料（中小零細事業者にも理解しやすい平易な内容の資料等）の配布、ホームページの活用等による情報提供を行う。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発費（資料作成費、資料印刷費等）
- ③情報の収集・分析費（調査員手当、文献等購入費、翻訳費、資料作成費等）
- ④情報提供費（資料印刷費等）

2 研修会等の開催

（１）HACCP等の導入促進に関する研修会等の開催

食品製造事業者等に対して、HACCPに関して責任を持って推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修会、HACCPの導入に必要な知識の習得を目的とした研修会及び高度化基盤整備（HACCPの導入の前提となる一般的衛生管理を含む。）の研修会を開催する。

また、HACCPに関して責任を持って推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修の修了者に対し、実際の食品製造現場において助言・指導を試行する機会を与える取組（高度化基盤整備（一般的衛生管理を含む。）の徹底及びHACCPに関する相談・指導等）を実施する。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②研修会等開催費（講師謝金・旅費、会場借料、研修資料作成費、eラーニング実施費、情報管理者手当、情報管理者補助員手当、アンケート調査費等）
- ③助言・指導費（研修の修了者による初回分の現地指導に要する旅費等）

（２）マネジメント体制構築等に関する研修会等の開催

食品製造事業者等に対して、消費者の視点、安全な食品の供給を重視する方針の徹底やコンプライアンスの徹底、緊急時において責任を持った対応をとるための体制の整備、これらに関するPDCAサイクルの適切な運用等、国際的に通用する企業の社会的責任（CSR）に関するマネジメント体制の構築に携わる人材を育成するための研修会等を開催する。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②研修会等開催費（講師謝金・旅費、会場借料、研修資料作成費、eラーニング実施費、情報管理者手当、情報管理者補助員手当、アンケート調査費等）

（３）輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等の開催

食品製造事業者等に対して、輸出の際に相手方国・地域から求められるHACCP等の衛生・品質管理基準等に関する情報提供等を含めた研修会等を開催する。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②研修会等開催費（講師謝金・旅費、会場借料、研修資料作成費、eラーニング実施費、情報管理者手当、情報管理者補助員手当、アンケート調査費等）

3 HACCPに関するフォローアップ及び普及啓発の実施

HACCPの導入後に維持運用をして、又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第7条第2項の認定高度化計画に基づく施設及び運用体制の整備を完了して、1年以上が経過した食品製造事業者等について、HACCPによる衛生管理・品質管理が適切に行

われているかを確認し、必要に応じて助言を行う取組（以下「フォローアップ」という。）を支援する。

また、この支援に併せて、HACCP導入済みの工場で生産された製品事例を活用したHACCPの普及啓発資料を小売現場で消費者に配布する等の方法により、HACCPに関する消費者の理解促進を図る取組を支援する。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②フォローアップ実施費（調査員手当、調査補助員手当、旅費等）
- ③普及啓発実施費（資料作成費、資料印刷費等）

4 HACCP手引書等作成

食品・業態の特性に応じてHACCPの制度化に対応できるよう、食品事業者団体等による、最新の知見を取り入れた食品・業態に即した危害要因分析や衛生管理のモデルプラン等を含むHACCP手引書の作成等を支援する。

（補助対象経費）

- ①検討委員会・専門部会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ②HACCP手引書作成等に関する現地調査費（調査員手当、調査補助員手当、旅費等）
- ③HACCP手引書作成費（調査員手当、調査補助員手当、手引書印刷費、送料、検査・分析費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （2）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- （4）食品製造事業者等に対して事業効果が発現されるよう、研修の募集方法を工夫するなど、効果的な実施を図るものであること。
- （5）事業実施主体は、HACCP又はマネジメント体制に係る専門的な知見を有するとともに、第3の2の研修会等の開催を実施する場合には、国際基準を踏まえた研修資料を作成する能力を有するものであること。
- （6）第3の2の（1）のHACCPに関して責任を持って推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修会の開催を実施する場合には、HACCPの導入に必要な知識の習得を目的とした研修会の開催及び高度化基盤整備（HACCPの導入の前提となる一般的衛生管理を含む。）の研修会の開催に併せて取り組むものであること。
- （7）第3の2の（1）のHACCPの導入に必要な知識の習得を目的とした研修会の開催を実施する場合には、高度化基盤整備（HACCPの導入の前提となる一般的衛生管理を含む。）の研修会の開催に取り組むものであること。
- （8）第3の3のHACCPに関するフォローアップ及び普及啓発の実施に取り組む場合には、HACCPに関するフォローアップ及びHACCPに関する普及啓発の双方に取り組むものであること。

と。

2 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとともに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成すること。第3の2の事業については、事業実施後のHACCP導入数又は導入予定数を数値目標として設定すること。
- (2) 事業を円滑に実施するため、学識経験者等で構成される検討委員会を設け、事業に関する企画運営方針の策定、運営方法の検討、執行管理等を行い、かつ、その成果について評価等を行うこと。また、必要に応じて検討委員会の下に専門部会を設け、検討委員会の方針等に基づき詳細な検討等を行うこと。
- (3) 事業の内容は、厚生労働省によるHACCP制度化の検討の内容に合わせること。
- (4) 第3の2の研修会等の開催を実施するに当たっては、使用する資料を事前に農林水産省に提出するとともに、企業の営業秘密等を除き、資料を一般に公開すること。
- (5) 第3の2の研修会等の開催を実施するに当たっては、農林水産省が別途示す研修指導要領に基づいた研修を実施すること。
- (6) HACCP指導者養成研修の研修会等の開催を実施するに当たっては、厚生労働省の地方公共団体向け研修の内容と整合をとるとともに、海外の事例等を参考にして指導方法の改善を図ること。
- (7) 第3の2の(2)のマネジメント体制構築等に関する研修会等の開催を実施するに当たっては、「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」(参照：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/5gensoku.html>)及び食品事業者等が、消費者の信頼を高めていくために着目すべき行動のポイント(「協働の着眼点」(参照：<http://www.food-communication-project.jp/aim/index.html>))の趣旨を勘案した内容とするとともに、HACCP導入につながる内容とすること。
- (8) 第3の2の(3)の輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等の開催を実施するに当たっては、国際的な知見を有する者や国産農林水産物・食品の輸出の経験がある者など十分な知見を備えた講師を活用すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの3の(1)の食品の品質管理体制強化対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業実施主体は、第5の2の（2）の検討委員会により整理された事業成果及び評価結果について、併せて提出するものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

第9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 食品産業グローバル革新支援事業実施要領（平成25年5月16日24食産第448号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1(第2関係)

食品の品質管理体制強化対策事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度(年 月～ 年 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料

別記様式2(第5、第6、第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度食品の品質管理体制強化対策事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度食品の品質管理体制強化対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1総括表」及び「第2個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表1の食品の品質管理体制強化対策事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

食品の品質管理体制強化対策事業

1 HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発、調査・分析等の実施

(1) 事業の目的及び数値目標

① 事業の目的

② 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

(2) 事業の内容

① 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

② HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発

実施時期	実施対象	実施内容	備考

③ 情報の収集・分析の取組

実施時期	実施対象	実施内容	備考

④ 情報提供の実施

実施時期	実施対象	実施内容	備考

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

① 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

② 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。

2 研修会等の開催

(1) HACCP等の導入促進に関する研修会等の開催

① 事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

② 事業の内容

ア 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

(注) 研修会等の種類ごとに記載すること。

ウ 助言・指導の実施

実施時期	実施数	実施内容	備考
	回		

③ 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

イ 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。なお、数値目標の達成度を把握するために、研修会等参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

(2) マネジメント体制構築等に関する研修会等の開催

① 事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

② 事業の内容

ア 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

③ 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

イ 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。なお、数値目標の達成度を把握するために、研修会等参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

(3) 輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等の開催

① 事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

② 事業の内容

ア 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 研修会等の開催

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

③ 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

イ 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。なお、数値目標の達成度を把握するために、研修会等参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

3 HACCPに関するフォローアップ及び普及啓発の実施

(1) 事業の目的及び数値目標

① 事業の目的

② 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

(2) 事業の内容

① 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

② フォローアップの実施

実施時期	実施対象	実施数	実施内容	備考
		回		

③ 普及啓発の実施

実施時期	実施対象	実施内容	備考

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

① 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

② 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。

4 HACCP手引書等作成

(1) 事業の目的及び数値目標

① 事業の目的

② 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。

(2) 事業の内容

① 検討委員会・専門部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

② 現地調査等の実施

調査時期	調査回数	調査内容	備考
	回		

③ 手引書作成の実施

実施時期	実施対象	調査内容	備考

④ 手引書配布の実施

実施時期	実施対象	実施内容	備考

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

① 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) 数値目標の達成に向けた具体的な計画を記載すること。

② 数値目標の達成度の把握に関するフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。